

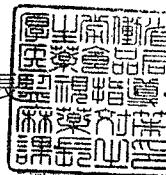


薬食監麻発第0331001号

平成21年3月31日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして  
厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について

平成21年厚生労働省告示第188号により、薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和38年厚生省告示第279号）が別添のとおり一部改正されたので、下記の改正要旨等について御了知の上、貴管下関係業者等に対する周知徹底及び指導に遺漏なきを期されたい。

### 記

#### 1. 改正要旨

検定を受けるべき医薬品の手数料、検定基準及び試験品の数量の一部が改正されたこと。

#### 2. 適用時期

公布日（平成21年3月31日）

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

# 官報

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

独立行政法人国立印刷局

- 〔最高裁規則〕

  - 裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の本府省業務調整手当に関する規則（最高裁四）
  - 裁判官以外の裁判所職員の俸給の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則（同五）
  - 裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の標準的な官職を定める規則（同六）

〔府令・省令〕

  - 地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令  
（内閣府・総務・文部科学一）
  - 〔省　　令〕
  - 地方公營企業等金融機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（総務三二）
  - 地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令（同三三）
  - 地方債に関する省令の一部を改正する省令（同三四）

〔最高裁規則〕

- 地方財政法施行令第二条第四項、第七条第四項及び第二十一条第三項に規定する総務省令・財務省令で定める要件を定める省令の一部を改正する省令（総務・財務二）

○ 長期運用予定額に係る財政融資資金の運用実績報告書の様式を定める省令を廃止する省令（同三）

○ 矯正管区組織規則の一部を改正する省令（法務一五）

○ 公安調査庁組織規則の一部を改正する省令（同一七）

○ 法務総合研究所組織規則の一部を改正する省令（同一六）

○ 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第一号の基準を定める省令の一部を改正する省令（同一八）

○ 国家公務員等の旅費支給規程及び支出負担行為等取扱規則の一部を改正する省令（財務一四）

○ エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令（同一五）

○ 長期運用予定額に係る財政融資資金の運用実績報告書の様式を定める省令（同一六）

○ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令及び食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境二）

- 義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令（文部科学九）

○学校保健法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令（同一〇）

○試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する省令（同一一）

○放射線業務従事者に係る放射線管理記録の引渡し機関に関する省令（同一二）

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同一三）

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の規定に基づく記録の引渡し機関に関する省令（同一四）

○国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令（同一五）

○エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令（同一六）

○統計法及び統計法施行令の施行に伴う文部科学省関係省令の整理に関する省令（同一七）

○国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令（同一八）

- 管理栄養士学校指定規則の一部を改正する省令(文部科学・厚生労働二)及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令(同三)を定める  
○医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令等の一部を改正する省令(厚生労働六八)  
○鉛中毒予防規則の一部を改正する省令(同六九)  
○作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令(同七〇)  
○老人福祉法施行規則の一部を改正する省令(同七一)  
○福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同七二)  
○労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令(同七三)  
○労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則及び厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同七四)  
○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則(同七五)  
○厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同七六)  
○雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令(同七七)  
○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令(同七八)  
○職業安定法施行規則の一部を改正する省令(同七九)

(以下次のページへ続)



医薬品各条の部ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリンの条3・7を次のように改める。

### 3.7 発熱試験

一般試験法の発熱試験法又はエンドトキシン試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。ただし、エンドトキシン試験法によるときは $1.7\text{EU}/\text{mL}$ 以下でなければならぬ。なお、エンドトキシン試験法による成績が規格値を超える場合は、発熱試験法を適用する。医薬品名録の品乾燥灰口(ヒュウ)人免疫グロブリンの条より改め。

一般試験法の差熱試験法又はエンドトキシン試験法を準用して試験するとき、適当しなければならない。ただし、発熱試験法によるときは、投与量は動物の体重1kgにつき、1.0mLとする。エンドトキシン試験法によるときは2.5EU/mL以下でなければならない。なお、エンドトキシン試験

法による成績が規格値を超える場合は、発熱試験法を適用する。  
医薬品各業の届出傷寒風人免疫グローバンの条文・6を次のように改める。

一般試験法の発熱試験法又はエンドトキシン試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。ただし、発熱試験法によるときは、投与量は動物の体重1kgにつき、1.0mLとする。エンドトキシン試験法によるとときは2.5E.U./mL以下でなければならない。なお、エンドトキシン試験

法による成績が規格値を超える場合は、発熱試験法を適用する。  
医薬品各条の部乾燥抗病原菌免疫グロブリンの条3・7を次のように改める。

3.7 発熱試験  
一般試験法の発熱試験法又はエンドトキシン試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。ただし、発熱試験法によるときは、投与量は動物の体重1kgにつき、1.0mLとする。エンド

ドキシン試験法によるときは2.5EU/mL以下でなければならない。なお、エンドトキシン試験法による成績が規格値を超える場合は、熱感受性試験法を適用する。

因斯吞公司所作之研究，久已為人所知。據此， $\eta = 0.05$ 。

一般試験法の発熱試験法又はエンドトキシン試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。ただし、エンドトキシン試験法によるときは $1.7E\text{U}/\text{mL}$ 以下でなければならない。なお、エンドトキシン試験法による成績が規格値を超える場合は、發熱試験法を適用する。

医薬品各案の部人ハブドグロビンの条3・7を次のように改める。

一般試験法の発熱試験法又はエンドトキシン試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。ただし、発熱試験法によるときは、投与量は動物の体重1kgにつき、50mLとする。エンドトキシン試験法によるときは1.0EU/mL以下でなければならない。なお、エンドトキシン試験

法による成績が規格値を超える場合は、発熱試験法を適用する。  
一 試験瓶の瓶や「試験瓶の燃和温度測定法」の項中、「内径0.20～0.25mmの毛細管栓を備えたばかり瓶」や「通気の有無を制御できる適当なばかり瓶」に沿おる。

標準まむし抗毒素  
本剤は『まむし抗毒素』の特定量を含む乾燥製剤である。本剤を試験に用いるときは、生理食塩液で溶解する。

一般試験法の部B 標準品、参照品、試験毒素及び単位の条1・4中活性化プロテインC力測定用標準品の目を削り、同条2中ジフテリア試験毒素（ウサギ用）の目的の次に次の二目を加える。

ジラテリア試験毒素(培養細胞用)

本剤は、【ジフテリア毒素】を含む乾燥剤であって、ジフテリア抗毒素の力価を測定するのに用いる。その1試験毒素量(16CD50)は、約0.004国際単位の【ジフテリア抗毒素】とあわせてVero細胞浮遊液と37°Cで4～5日培養したとき、細胞の約50%を死させしめる量とする。

一般試験法の部○ 試葉・試液等の条 0.05 mol 塩化カルシウム試液の項中「7.38g」を「7.35g」に改

一般試験法の部C 試葉・試液等の柔塩化ナトリウム〔特級〕の項の次に次の二項を加える。

塩化ナトリウム $12.8\text{ g}$ に水を加えて溶かし、 $1000\text{ mL}$ とする。  
一般試験法の部の 試葉・試液等の条酢酸ナトリウム試液〔日局〕の項の次に次の二項を加える。

酢酸10mLにピリジンを加えて50mLとする。(用調製)  
一般試験法の部(一) 試葉・試液等の条ローリジメチルアミノベンズアルギニン〔特級〕の項の次に次

6 | 増粘高分子  
ジメチルバルビタール酸試液  
ジメチルバルビタール酸2.5gにピリジン40mLを加えて溶かし、水を加えて50mLとする。(用時

(調製) 一般試験法の部○ 試葉・試液等の添スチルバンの項 (4) 中「 $0.2w/v\%$ 」を「 $0.002w/v\%$ 」に改め、同項 (5) 中「 $5w/v\%$ 」を「 $0.05w/v\%$ 」に改め。

一般試験法の部○ 試葉・試液等の条件によるボラスチン液の項中「 $0.1\text{mol/L}$ 」を「 $0.05\text{mol/L}$ 」に、「 $0.05\text{mol/L}$ 」を「 $0.033\text{mol/L}$ 」に改める。

一般試験法の部 C 試葉・試液等の条 I フエノール標準原液の項を次のように改める。

1000mL中、フェノール1gを含む。  
調整 90%フェノール溶液11.1gを量り、0.1mol/L塩酸を加えて1000mLとする。

注意 小分けしちゃ3つで保たせる。  
一般試験法の部の 試葉・試液等の条 フォリン試液 [日局] の項の次に次の一項を加える。  
希フオリン試液 [日局]

一般試験法の部(一) 試薬、試液等の条「キサンアノ鉄 (III) 酸カリウム溶液の項中「なお、 $5 \pm 3^{\circ}\text{C}$  で保存する」を「用時製し、遮光保存する」に改め。

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十三条第一項、薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第五十八条及び第六十条並びに薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第一百九十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十三条规定に基づき検定を要するものとして厚生労働省告示第一百四十七号。以下「検定告示」という。)の二つによる。

大臣の指定する医薬品（昭和三十一年厚生省告示第二百四十九号）に一部を次のように改正する。ただし、平成二十一年十一月三十一日までに製造され、又は輸入されるものであつて、同日までにこの告示による改正前の検定告示による検定を受ける旨の申出のあるものに係る手数料及び試験品の数量並びに検定基準については、なお従前の例によることができる。



pH 4 处理酸性人免疫グロブリ	1 発熱試験法によるとき。 434,700円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 417,200円 (3) 内容量が100mLであるとき。 3本 2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が10mL、50mL又は100mLであるとき。 3本	1 発熱試験法によるとき。 内容量が10mLであるとき。 10本 2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が50mLであるとき。 4本 3 内容量が100mLであるとき。 6本 2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が10mL、50mL又は100mLであるとき。 3本
乾燥pH 4 处理人免疫グロブリ	1 発熱試験法によるとき。 434,700円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 417,200円 (1) 内容量が液状製剤として10mLに相当する量であるとき。 10本 (2) 内容量が液状製剤として50mLに相当する量であるとき。 4本 2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が液状製剤として10mL又は50mLに相当する量であるとき。 3本	1 発熱試験法によるとき。 内容量が液状製剤として10mLに相当する量であるとき。 10本 2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が液状製剤として50mLに相当する量であるとき。 4本 2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が液状製剤として10mL又は50mLに相当する量であるとき。 3本
乾燥pH 4 处理人免疫グロブリ	1 発熱試験法によるとき。 434,700円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 417,200円 (1) 内容量が液状製剤として3mLに相当する量であるとき。 25本 (2) 内容量が液状製剤として5mLに相当する量であるとき。 15本 (3) 内容量が液状製剤として10mLに相当する量であるとき。 8本 (4) 内容量が液状製剤として20mLに相当する量であるとき。 4本 (5) 内容量が液状製剤として50mLに相当する量であるとき。 3本 2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が液状製剤として5mL、10mL、20mL、50mL又は100mLに相当する量であるとき。 10本 (3) 内容量が液状製剤として20mLに相当する量であるとき。 6本 (4) 内容量が液状製剤として50mLに相当する量であるとき。 4本 (5) 内容量が液状製剤として100mLに相当する量であるとき。 3本	1 発熱試験法によるとき。 内容量が液状製剤として5mLに相当する量であるとき。 17本 2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が液状製剤として10mLに相当する量であるとき。 10本 (3) 内容量が液状製剤として20mLに相当する量であるとき。 6本 (4) 内容量が液状製剤として50mLに相当する量であるとき。 4本 (5) 内容量が液状製剤として100mLに相当する量であるとき。 3本
抗HBs人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 493,300円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 476,400円 2 本 2 本 1 本	1 発熱試験法によるとき。 内容量が1mLであるとき。 9本 2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が5mLであるとき。 3本 2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が1mL又は5mLであるとき。 2本

ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 494,700円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 417,200円 (1) 内容量が5mLであるとき。 17本 (2) 内容量が10mLであるとき。 10本 (3) 内容量が20mLであるとき。 6本 (4) 内容量が50mLであると。4本 (5) 内容量が100mLであるとき。 3本	1 発熱試験法によるとき。 内容量が5mLであるとき。 17本 2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が10mLであるとき。 10本 3 内容量が20mLであるとき。 6本 2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が50mLであると。4本 2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が5mLであるとき。 3本 2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が1mL又は5mLであるとき。 2本
-----------------------	--	--

乾燥抗HBs人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 493,800円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 476,400円	1 発熱試験法によるとき。 (1) 内容量が液状製剤として1mLに相当する量であるとき。 9本 (2) 内容量が液状製剤として5mLに相当する量であるとき。 3本 2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が液状製剤として1mL又は5mLに相当する量であるとき。 2本
ポリエチレンガラロブリン人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 576,700円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 561,200円	1 発熱試験法によるとき。 (1) 内容量が1mLであるとき。 22本 (2) 内容量が5mLであるとき。 6本 2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が1mL又は5mLであるとき。 3本
乾燥抗D(Rho)人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 171,900円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 154,500円	1 発熱試験法によるとき。 内容量が液状製剤として2mLに相当する量であるとき。 6本 2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が液状製剤として2mLに相当する量であるとき。 3本
抗破傷風人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 239,200円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 221,700円	1 発熱試験法によるとき。 内容量が液状製剤の項沈降新型ヘパトニウムクロクチン〔H5Z-1株〕(中間散菌)の皿中「3.2.3、3.2.4及び3.2.6」又は「3.2.2、3.2.3及び3.2.5」に改め、乾燥弱毒生麻 <small>おたぐくわ</small> モウカクチ <small>モウカクチ</small> ン(中間散菌)の皿中「3.3.2」又は「3.3.1」に改め、回頂沈降精製皿中 <small>やかひ</small> トコ <small>トコ</small> 破傷風混 <small>ハクチ</small> ン(最終散菌)の皿中「3.2.13」又は「及び3.2.12」に改め、回頂沈降精製皿中 <small>やかひ</small> トコ <small>トコ</small> 破傷風混 <small>ハクチ</small> ン(中間散菌)の皿中「3.2.9及び3.2.14」又は「及び3.2.13」に改め、回頂乾燥弱毒生麻 <small>おたぐくわ</small> モウカクチ <small>モウカクチ</small> ン(中間散菌)の皿中「3.3.1」に改め、回頂乾燥弱毒生麻 <small>おたぐくわ</small> モウカクチ <small>モウカクチ</small> ン(中間散菌)の皿中「3.3.2」を「3.3.1」と改め。
抗破傷風人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 347,000円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 329,500円	1 発熱試験法によるとき。 (1) 内容量が1mLであるとき。 10本 (2) 内容量が2mL又は2.5mLであるとき。 6本 (3) 内容量が3mLであるとき。 5本 2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が1mL、2mL、2.5mL又は3mLであるとき。 3本
乾燥抗破傷風人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 347,000円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 329,500円	1 発熱試験法によるとき。 (1) 内容量が液状製剤として1mLに相当する量であるとき。 10本 (2) 内容量が液状製剤として2mL又は2.5mLに相当する量であるとき。 6本 (3) 内容量が液状製剤として3mLに相当する量であるとき。 5本
乾燥弱毒生麻 <small>おたぐくわ</small> モウカクチ <small>モウカクチ</small> ン	1 発熱試験法によるとき。 431,800円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 414,400円	1 発熱試験法によるとき。 (1) 内容量が3.4mLであるとき。 9本 (2) 内容量が20mLであるとき。 4本 2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が3.4mL又は20mLであるとき。 4本

○厚生労働省告示第四八十九号  
要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成十一年厚生省告令第五十八号)第三条の規定に基いて、要介護認定等基準時間の推計の方法(平成十一年厚生省告令第九十一号)の一部を次のとおり改正し、平成十一年四月一日から適用する。

平成十一年三月三十日

厚生労働大臣 印添 須一

別表第一から別表第八並びに次のとおり改め。